

但馬銀行住宅ローンの 団体信用生命保険



(令和2年7月1日作成)

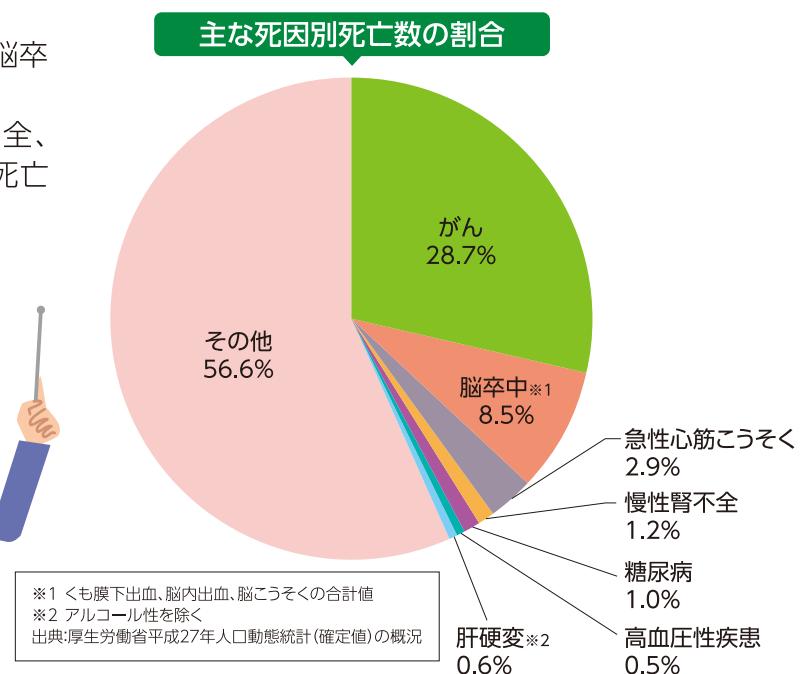
ご存知ですか?

3大疾病と生活習慣病は日本人の死亡原因の約4割

3大疾病と呼ばれる、がん(悪性新生物)、脳卒中、急性心筋こうそく。

また、高血圧性疾患、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変といった生活習慣病は日本人の死亡原因の約4割を占めています。

特にがんは
死亡原因の
約3割



がんと診断された後に就労状況が変化します

たとえばがんと診断されたら…

がんと診断されて以降に勤務先を退職する方も珍しくはありません。実際に、がんと診断されて約44.1%の方が離職もしくは休職しています。

がんと診断後の就労状況の変化

依頼退職した	30.5%
休職中である	9.5%
解雇された	4.1%
現在も勤務している	47.9%
その他	8.1%

-44.1%

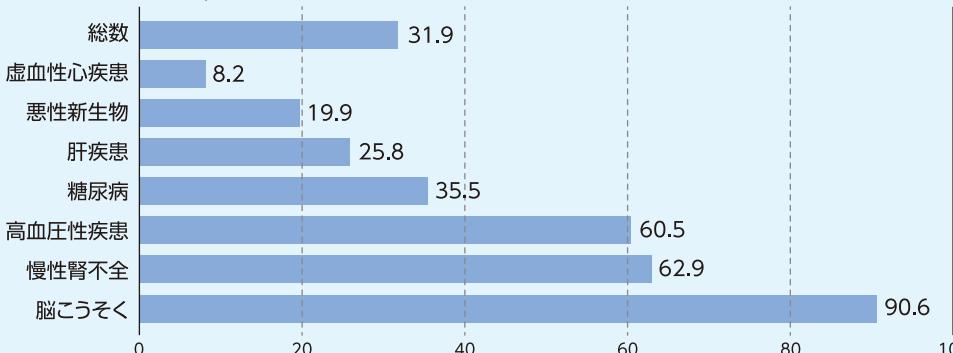
出典:厚生労働省 第58回がん対策推進協議会(資料)
「2013がん体験者の悩みや負担等に関する実態調査報告書」

日常のさまざまなケガや病気で入院する可能性があります

生活習慣病の高血圧性疾患や慢性腎不全では約2か月以上、脳こうそくの場合では、約3か月以上働けなくなる可能性があります。入院によって就業できなくなることも想定しながら、しっかりと備えておく必要があります。

主な疾病的平均入院日数

(単位:日)



出典:厚生労働省「平成26年患者調査」

選べる安心 団体信用生命保険

当行の住宅ローンでは、お借入中の死亡・高度障害をカバーするだけでなく、さまざまなリスクに対応した団体信用生命保険をお選びいただけます。

団体信用生命保険とは

団体信用生命保険とは、住宅ローンの返済期間中にローン契約者さまが万一死亡または所定の高度障害状態となられた場合に、ご本人代わって保険会社がその時点の住宅ローン残高に相当する保険金を支払うことによって、住宅ローンが完済となる保険です。

団体信用生命保険種類別の保障内容

一般団信+8大疾病補償
保険でさらに安心!

保障内容	団信種類	ダブルサポート団信	3大疾病保障特約付団信	がん保障特約付団信	夫婦連生団信	一般団信	8大疾病補償付保険
残債一括保障	死亡・高度障害	●	●	●	●	●	
	余命6か月以内と診断されたとき	●	●	●	●	●	
	がん がんの既往歴がなく、所定のがんと診断された場合	● (※1)	● (※1)	● (※1)			● (※1) (※4)
	2大疾病(急性心筋こうそく・脳卒中)	● (※6)	● (※2)				● (※4)
	5つの生活習慣病 高血圧症・慢性腎不全・慢性すい炎・肝硬変・糖尿病	● (※6)					● (※4)
月額返済保障	がん がんを原因とした入院・治療により就業不能になったとき						● 最長12か月間(※3)
	2大疾病(急性心筋こうそく・脳卒中) 2大疾病を原因とした入院・治療により就業不能になったとき	● 最長2か月間(※5)					● 最長12か月間(※3)
	5つの生活習慣病 高血圧症・慢性腎不全・慢性すい炎・肝硬変・糖尿病を原因とした入院・治療により就業不能になったとき	● 最長12か月間(※5)					● 最長12か月間(※3)
	ケガ・病気 8大疾病以外のケガ・病気を原因とした入院・治療により就業不能になったとき						● 最長12か月間(※3)
給付一時金	ケガ・病気による入院(一時金10万円) ケガ・病気で就業不能になったとき	●					
	がんと診断されたとき(一時金100万円) がんの既往歴がなく、所定のがんと診断された場合	●					
	配偶者(女性)が女性特有のがん(乳がん・子宮がん・卵巣がんなど)と診断されたとき(一時金100万円) がんの既往歴がなく、所定の女性特有のがんと診断されたとき	●					

(※1) がんのうち「上皮内がん」「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」についてはお支払いの対象とはなりません。ただし、8大疾病補償付保険については、上皮内がん補償対象に含みます。

(※2) 所定の2大疾病で症状が60日以上継続した場合または所定の2大疾病的治療を目的として病院等で手術(開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術、血管・バケットカテーテル手術等)を受けたときに、お支払いの対象となります。

(※3) 8大疾病補償付保険の月額返済補償では、病気やケガにより、いかなる業務にも従事できない状態が30日間の支払対象外期間を超えて継続した場合に、毎月のローン返済額を保険金として最長12か月支払われます。

(※4) 8大疾病補償付保険の残債一括補償では、「8大疾病」を原因として、月額返済補償12か月継続した場合に、その時点での住宅ローン残債額が保険金で支払われます。

(※5) ダブルサポート団信の月額返済保障では、2大疾病(急性心筋こうそく・脳卒中)または5つの生活習慣病のいずれかを発病したことにより就業不能となり、ローン返済日が到来した場合、月々のローン返済が保障されます。

(※6) ダブルサポート団信の残債一括保障では、被保険者が責任開始日以降に「2大疾病」または「5つの生活習慣病」により就業不能となり、その状態が月額返済保障期間を超えて継続した場合、ローン残債額が保険金として支払われます。

但馬銀行 団体信用生命保険別保険金支払事由一覧

「一般団体信用生命保険」「引受条件緩和団体信用生命保険」にご加入の場合

- 保険期間中に死亡されたとき
- 保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態に該当されたとき
- 保険期間中に余命が6か月以内と判断されたとき(※1) (※1)余命の判断は、医師の診断に基づき、生命保険会社が行います。

「夫婦連生団体信用生命保険」にご加入の場合

- 保険期間中にご夫婦いずれかの被保険者様が死亡されたとき
- ご夫婦いずれかの被保険者様が保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態に該当されたとき
- 保険期間中に余命が6か月以内と判断されたとき(※1) (※1)余命の判断は、医師の診断に基づき、生命保険会社が行います。

「がん保障特約付団体信用生命保険」にご加入の場合

- 保険期間中に死亡されたとき
- 保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態に該当されたとき
- 保険期間中に余命が6か月以内と判断されたとき(※1) (※1)余命の判断は、医師の診断に基づき、生命保険会社が行います。
- 保険期間中に、所定の悪性新生物(※2)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき。ただし次の場合を除きます。
 - 保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていたとき
 - 保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されたとき
 - 保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物の再発・転移等と認められたとき
 - 保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められたとき
 - (※2)悪性新生物のうち、上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんについては支払対象外です。

「3大疾病保障特約付団体信用生命保険」にご加入の場合

- 保険期間中に死亡されたとき
- 保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態に該当されたとき
- 保険期間中に余命が6か月以内と判断されたとき(※1) (※1)余命の判断は、医師の診断に基づき、生命保険会社が行います。
- 保険期間中に、所定の悪性新生物(※2)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき。ただし次の場合を除きます。
 - 保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていたとき
 - 保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されたとき
 - 保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物の再発・転移等と認められたとき
 - 保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められたとき
 - (※2)悪性新生物のうち、上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんについては支払対象外です。
- 保険開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当されたとき
 - ①所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくにより初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって判断されたとき
 - ②所定の心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくの治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき
- 保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当されたとき
 - ①所定の脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
 - ②所定の脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき

「ダブルサポート団体信用生命保険」にご加入の場合

- 保険期間中に死亡されたとき
- 保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態に該当されたとき
- 保険期間中に余命が6か月以内と判断されたとき(※1) (※1)余命の判断は、医師の診断に基づき、生命保険会社が行います。
- 保険期間中に、所定の悪性新生物(※2)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき。ただし次の場合を除きます。
 - 保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていたとき
 - 保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されたとき
 - 保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物の再発・転移等と認められたとき
 - 保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められたとき
 - (※2)悪性新生物のうち、上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんについては支払対象外です。
- 責任開始日以降に、脳卒中または急性心筋こうそくを発病したことにより、就業不能状態と医師に判断されたとき
 - ①月額返済保険(最長2か月)
 - 2大疾病を発病したことにより就業不能状態となり、ローン返済日が到来された場合、月々のローン返済額が保険金として最長2か月支払われます。
 - ②残債一括保障
 - 2大疾病を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、所定の状態が継続したと医師によって診断されたとき、ローン残債額が保険金として支払われます。
 - ②責任開始日以降に、5つの生活習慣病(高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性膀胱炎)のいずれかを発病したことにより就業不能状態と医師に判断されたとき
 - ①月額返済保険(最長12か月)
 - 5つの生活習慣病のいずれかを発病したことにより就業不能となり、ローン返済日が到来されたとき、月々のローン返済額が保険金として最長12か月支払われます。
 - ②残債一括保障
 - 5つの生活習慣病のいずれかを発病したことにより就業不能になり、その就業不能が12か月を超えて継続したとき、ローン残債額が保険金として支払われます。
 - 以下に該当された場合(一時金が支払われます。)
 - ①責任開始日以降に、発病した病気または発生したケガで就業不能(※3)となった場合、就業不能一時金(入院のみ)として10万円をお支払いします。
 - ②責任開始日以降に、女性配偶者が生まれて初めて女性特定がんに罹患し、国内外で病理組織学的所見によって、医師に女性特定がんと診断確定された場合、女性特定がん診断一時金として100万円をお支払いします。
 - ③責任開始日以降に、生まれて初めてがんに罹患し、国内外で病理組織学的所見によって、医師にがんと診断確定された場合、がん診断一時金として100万円をお支払いします。

「8大疾病補償保険」にご加入の場合

- 保険対象期間中に就業不能状態(身体障害を被り、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できなくなった状態)となり、入院または医師の指示に基づき自宅療養が必要になったとき
 - ①月額返済補償(最長12か月)
 - 保険対象期間中に病気やケガにより就業不能状態が30日間の支払対象外期間を超えて継続した場合に、毎月のローン返済額が保険金として最長12か月支払われます。
 - ②残債一括補償
 - 8大疾病による就業不能状態が30日間の支払対象外期間を超え、さらに12か月後の時点で上記①が継続していた場合に、その時点のローン残債額を保険金として支払われます。

ご留意点

- 保険金のお支払いには制限がございます。
- 地銀協団体信用生命保険制度の詳細については、申込書兼告知書に添付の「団体信用生命保険」「3大疾病保障特約付団体信用生命保険」「がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険」の各「重要事項に関するご説明」および申込書兼告知書裏面の各「団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。
- 地銀協ダブルサポート団体制度は、損害保険(団体就業不能信用補償保険)と生命保険(がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険)を組み合わせた地銀協の保険制度です。
- 保険契約者:一般社団法人全国地方銀行協会
- 引受け保険会社(損害保険):団体就業不能信用補償保険:損害保険ジャパン日本興亜株式会社
- 事業幹事会社(生命保険):がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険:明治安田生命保険相互会社
- このご案内は、保険の概要を説明したもので、この保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の以下の書面を必ずご確認ください。
- 損害保険:団体就業不能信用補償保険「重要事項等説明書」
- 生命保険:がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険「重要事項に関するご説明」、および「申込書兼告知書」裏面の「がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険のご説明」
- 全国保証団体信用生命保険制度の詳細については、申込書兼告知書の「団体信用生命保険」の「重要事項のご説明」および「3大疾病保障特約付団体信用生命保険」の「重要事項に関するご説明」また、「がん保障特約付団体信用生命保険」の「重要事項に関するご説明」を必ずご確認ください。
- 8大疾病補償付債務返済支援保険については、加入依頼書兼告知書の「お申込みにあたって」を必ずご確認ください。
- 団体信用生命保険は、団体を契約者とする保険契約であり、被保険者となる方のご加入のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。
- 生命保険は預金・投資信託・金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません。また、元本(払込保険料)の保証はありません。